

定 款

一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきと称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、長崎市及び周辺の広域行政区域におけるひとり親家庭及び寡婦福祉事業の組織的活動と、能率的運営を促進し、ひとり親家庭及び寡婦福祉の増進を図ると共に地域社会の福祉に貢献することを目的とする。

第 4 条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福祉増進のための講演会、懇談会等を開催、生活相談及び共同作業等の実施
- (2) ひとり親家庭及び寡婦の就労を図るための売店等の経営
- (3) 母子福祉施設の経営
- (4) ひとり親家庭等の日常生活を支援するための事業の受託
- (5) ひとり親家庭及び寡婦の就労の場所を確保するための各事業の受託
- (6) ひとり親家庭及び寡婦の就労を確保するための事業の運営及び協働
- (7) 生きづらさを抱える子ども若者の学習・就労を支援するための事業の運営
- (8) 職業紹介及び就労支援事業の運営

- (9) 面会交流事業の運営
- (10) ひとり親および生活困窮世帯に対し、子ども食堂・学習支援等の運営
- (11) ひとり親家庭および生活困窮世帯に対し、フードバンク及びグッズバンクの運営
- (12) ヤングケアラーに対する支援等事業
- (13) 難病者に対する支援等事業
- (14) 引きこもりに対する支援等事業
- (15) ひとり親家庭等に対する災害支援
- (16) ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援
- (17) 外国人に対する生活支援等
- (18) その他上記の目的を達成するに必要と認める事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は次の 2 種類とする。

(1) 正会員 ひとり親家庭および寡婦家庭で、この法人の目的に賛同して入会した者。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(抛出金品の不還付)

第 8 条 既納の会費その他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 12 条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とし、総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(構 成)

第 13 条 総会はすべての会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定期総会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上 15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち2名を副理事長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とし、理事長・副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長の補佐をする。

3 理事長及び副理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(資格喪失による退任)

第28条 役員が会員の資格を失った時は、退任するものとする。

(部会の設置)

第29条 この法人の運営を円滑に行うため母子部会を置く。

2 部会の部長は理事会において選任する。副部長は部長の推薦により理事会において選任する。

3 部会は当年度の事業計画書に従い具体的な活動を行う。事業計画にない活動については、理事会の決定に従う。

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が選任する。

3 顧問は、理事会又は総会に出席して意見を述べる事ができる。

4 相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、理事会又は総会に出席して参考意見を述べること。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議 事 録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定期総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

第 8 章 事 務 局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局に所要の事務局長及び事務職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て選任するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第43条 この定款は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更と解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
(残余財産の処分)

第47条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の法人又は団体に寄附するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は福地 照子とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

附 則（平成 28 年 6 月 12 日）

附 則（平成 29 年 6 月 11 日）

附 則（令和元年 6 月 30 日）

附 則（令和 3 年 6 月 27 日）

附 則（令和 4 年 6 月 12 日）

この定款は、令和 4 年 6 月 12 日から施行する。